

令和8年度

福岡市医療的ケア児等受入指定園の指定に係る公募要項

令和8年6月

福岡市こども未来局

保育支援課

目 次

1	公募の趣旨.....	1
2	公募の概要.....	1
	(1) 事業開始時期	
	(2) 認定予定件数	
	(3) 公募対象区域	
	(4) 公募期間	
	(5) 認定方法	
	(6) 事業認定時期	
	(7) 認定の取扱い	
3	応募資格.....	2
	(1) 応募者	
	(2) 対象施設	
	(3) 対象児童	
4	指定園の役割.....	2
5	指定園の要件.....	3
6	支援内容.....	3
	(1) 医療的ケア児等受入指定園事業補助金	
	(2) 訪問看護事業所による看護師の訪問支援（予定）	
7	応募手続.....	4
	(1) 公募に関する質問	
	(2) 提出書類	
	(3) 提出期限・提出方法	
	(4) 提出後の修正	
8	審査・選定.....	5
	(1) 審査方法	
	(2) 審査の観点	
	(3) 最低基準	
	(4) 決定方法	
	(5) 結果の通知	
9	認定後の手続.....	6
	(1) 事業内容の変更	
	(2) 報告等	
	(3) 是正指導	
	(4) 認定の取消し	
	(5) 認定取消し後の取扱い	
10	応募にあたっての注意事項.....	7
11	提出先・問い合わせ先.....	7
<hr/>		
別紙	よくある質問（FAQ）.....	8

1. 公募の趣旨

福岡市では、医療的ケア児など特別な配慮を要する児童の保育ニーズの増大に対応するため、令和8年度から、医療的ケア児及び重度障がい児（以下「医療的ケア児等」という。）の安定的な保育の受皿を確保するにあたって、看護師等を複数配置するなど、医療的ケア児等を常時受け入れることができる体制を整備した保育所等を「福岡市医療的ケア児等受入指定園」（以下「指定園」という。）として認定し、重点的に支援する事業を実施します。

本事業は、医療的ケア児等の受入れについて、一定の体制を常時確保する民間の保育所等を指定園とすることによって、地域における安定的な受入れ体制を確立することを目的とします。

本公募要項は、指定園となることを希望する民間の保育所等を公募により募集し、申請内容を審査の上、対象施設を選定し、本事業の対象施設として認定するとともに、指定園となるために必要な事項を定めるものです。

2. 公募の概要

本事業は、「福岡市医療的ケア児等受入指定園実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき実施するものであり、指定園の認定要件等の詳細については、当該要綱に定めるところによります。

（1）事業開始時期

本事業の実施開始時期は、医療的ケア児等の受入れに必要な体制が整備され、市が当該体制を確認の上、指定園として認定した日以降とします。

具体的な開始時期につきましては、申請時に提出された実施申請書に記載された「事業開始希望日」を踏まえ、市と協議の上、市が決定するものとします。

応募時点において受入れに必要な体制が整備されていない場合であっても、年度内に体制整備を行う具体的な計画を有している場合は応募を可能とします。当該計画の実現可能性については、審査において評価するものとします。

指定園の選定は令和8年9月30日（水）までに行う予定としており、選定された施設は、可能な限り速やかに体制整備を行うものとします。

（2）認定予定件数

3園程度（予定）とし、原則として当該範囲内で認定します。

（3）公募対象区域

福岡市内全域

（4）公募期間

令和8年6月26日（金）から令和8年7月31日（金）【必着】

（5）認定方法

応募内容について「8. 審査・選定」（2）の評価項目に基づき書面審査等を行い、対象施設を選定した上で、本事業の対象施設として認定します。

(6) 事業認定時期

令和8年9月頃に選定を行い、認定は体制整備の確認後に行います。

(7) 認定の取扱い

認定期間の終期は設けません。

ただし、制度の運用状況や必要性の変化等を踏まえ、適宜市において見直しを行う場合があります。また、正当な理由なく要件を満たさない状態が継続する場合や、受入れ実績が著しく乏しい場合その他、市が必要と認める場合には、認定を取り消すことがあります。

3. 応募資格

(1) 応募者

応募者（事業実施者）は、次の要件のすべてに該当する者としします。

- ① 福岡市内に所在する保育所等を設置する者であって、本事業を継続的に実施できる体制を有すること。なお、当該保育所等の運営を他の者が行っている場合は、当該運営者と連携して事業を実施する体制を有すること。
- ② 役員等が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）に基づく排除対象に該当しないこと。
- ③ 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- ④ 関係法令及び福岡市が定める要綱等を遵守し、適正に事業を実施する能力及び体制を有すること。

(2) 対象施設

子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する保育所、認定こども園及び同法第43条第1項に規定する地域型保育事業所

（注）本事業は保育施設内における受入体制の確保を目的としていることから、事業の性質上、居宅訪問型による実施は想定していません。

(3) 対象児童

① 医療的ケア児

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する者のうち、保育所等を利用している者又は利用する予定の者。（原則として0歳児を除きます）

② 重度障がい児

福岡市特別支援保育事業実施要綱第5条第1項の規定により支援区分4の決定を受けた者又は受ける予定の者。

4. 指定園の役割

指定園は、次に掲げる役割を担います。

- ① 医療的ケア児等の受入れ体制を確保し、正当な理由なく受入れを拒まないことが求められます。
- ② 保育所等の利用を検討している医療的ケア児等の保護者の見学や相談に対応していただきます。

- ③ 他の保育所等に対する助言や指定園間の連携その他医療的ケア児等の受入れ推進活動を実施するよう努めることとします。

5. 指定園の要件

指定園として認定を受けるためには、原則として次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 医療的ケア児を2名以上受け入れられる体制をとること。
- ② 2名以上の看護師等を配置すること。
- ③ 重度障がい児を1名以上受け入れられる体制をとること。
- ④ 1名以上の重度障がい児受入加配保育士を配置すること。
- ⑤ 医療的ケア児等の保育に必要な知識及び技術の習得、維持及び向上を図ること。
- ⑥ 福岡市医療的ケア児等受入指定園として、福岡市のホームページ等で公表することに承諾すること。

ただし、現時点で要件を満たしていない場合であっても、年度内に当該要件を満たす具体的な計画（人員確保計画、配置予定等）を有している場合は、この限りではありません。

当該計画の実現可能性については、審査において評価します。

（注）看護師等及び重度障がい児加配保育士については、必要な受入体制を確保することを前提とした上で、受入れ状況や時間帯等に応じた配置の柔軟な運用を可能とするものです。

6. 支援内容

（1）医療的ケア児等受入指定園事業補助金

指定園として認定された場合に、受入れ体制（※）確保に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助を行います。

補助対象経費、補助額、手続等の詳細については、別途定める「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付要綱」に基づきます。医療的ケア児等が在籍していない期間においても、受入れ体制の整備に必要と認められる経費については、補助対象とします。

事業区分	経費区分	内容	補助上限（年額）
医療的ケア児	看護師等人件費	医療的ケア児の常時受入れ体制を整える2名以上分	11,596,000円
	補助職員人件費	看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等	2,533,000円
	研修受講費	医療的ケア児の保育に必要な知識・技術の習得等	300,000円
	園外活動移動支援費	医療的ケアの内容を踏まえた移動に係る費用	40,000円
	備品購入費	医療的ケアを提供するに当たり必要となる備品	100,000円
	災害対策備品購入費	医療的ケア児の安全の確保に必要な備品	100,000円
重度障がい児	加配保育士人件費	重度障がい児の常時受入れ体制を整える1名以上分	3,492,000円
共通	改修・施設整備費	医療的ケア児・重度障がい児の受入れに必要な施設改修	1,029,000円

※「受入れ体制」とは、人的配置、設備及び医療連携を含め、医療的ケア児等を安全に受け入れるための総合的な体制を指します。

（2）訪問看護事業所による看護師の訪問支援（予定）

指定園の看護師等が急病や退職等によって、やむを得ず看護師等不在となった場合などに、市が委託した訪問看護事業所から指定園に看護師等が訪問して支援する制度を検討しています。

なお、本制度は検討中であり、その内容や実施時期等については確定していないため、実施を前提とするものではありません。指定園は本制度の有無にかかわらず、自らの責任において受入れ体制を確保するものとします。

7. 応募手続

(1) 公募に関する質問

公募に関する質問は、別紙の質問書（所定様式）によって、「11. 提出先・問い合わせ先」宛てに、電子メールで提出してください。質問は個別に受け付けますが、応募者間の公平性の観点から、必要に応じて、個人情報等を除いたうえで、市ホームページ等に掲載する場合があります。

なお、受付期限は令和8年7月17日（金）17時までとします。

(2) 提出書類

下表に掲げる書類すべてに加え、別添の提出書類チェックリストをあわせて提出してください。

なお、本公募に係る審査は、応募時点において提出された資料に基づき行うため、利用目的の明確化及び審査の公平性の観点から、本市の他部署において既に提出されている資料であっても、原則として本公募に際し改めて提出してください。内容に変更がある場合は、最新情報に基づく資料を提出してください。事業計画書の作成にあたっては、別添の記載例も参考にしてください。

	提出書類名	様式区分
1	福岡市医療的ケア児等受入指定園事業実施申請書	要綱様式第1号
2	福岡市医療的ケア児等受入指定園事業計画書	市指定様式
3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	任意様式
4	法人の定款、規約等	
5	法人の貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録（直近2期分）	
6	市税を滞納していないことの証明書	
7	暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿	
8	職員名簿（職名、勤務形態、氏名、医療的ケア児等への対応経験等）	市指定様式
9	組織体制図（役割、所属関係、指揮命令系統、兼務関係等）	任意様式
10	各職員の資格証明書等の写し（看護師証、保育士証等）	
11	緊急時の対応体制（対応フロー、連絡体制、事後対応等）	
12	医療機関等との連携体制（連携先、連携内容、連携実績等）	市指定様式
13	対象施設の平面図 （受入れスペースや設備の概要、看護師等の動線が分かるもの）	
14	対象施設の駐車場位置図（駐車台数、施設までの経路等）	
15	対象施設の位置図 （医療機関等との位置関係や周辺の他保育所等が分かるもの）	

※ 「市指定様式」の書類は、市が指定するフォーマットで作成してください。「任意様式」の書類は、各証明機関等が発行するもの又は応募者が既に保有する書類を提出してください。各証明機関等が発行するものは、提出日から起算して3か月以内に発行されたものとします。

(3) 提出期限・提出方法

① 提出期限

2. (4) に定める公募期間の末日（令和8年7月31日（金）17時00分【必着】

② 提出方法

「11. 提出先・問い合わせ先」宛てに、電子メールによって提出し、送信後、電話により受信確認を行ってください。(電話対応時間：平日9時から17時)

また、事前にテスト送信を行うなど、送信先メールアドレスの誤りがないよう十分注意するとともに、必要に応じて、パスワード設定等のセキュリティ対策を講じてください。

③ 提出形式

提出書類は、原則としてPDF形式により提出してください。

なお、市が様式を定めている書類(要綱様式及び市指定様式)については、審査等の事務処理のため、PDF形式に加えて、編集可能な形式(Word、Excel等)でも提出してください。PDF形式と編集可能な形式の内容が異なる場合は、PDF形式の内容を優先します。

(4) 提出後の修正

提出期間後の資料の修正・差し替え等は、明らかな誤字・脱字等を除き、原則として認めません。市が認めたもの以外の変更は選定を取り消す場合がありますので、やむを得ず変更が必要となる場合は、必ず市と事前に協議を行ってください。

8. 審査・選定

(1) 審査方法

応募内容について、提出書類に基づく書面審査等を行い、必要に応じてヒアリング又は実地確認を行う場合があります。

(2) 審査の観点

主に次の事項から総合的に評価を行います。審査は100点満点で行い、評価項目ごとに設定した配点に基づき採点します。

評価にあたっては、医療的ケア児等の安全な受入れ体制の確保を最重要視し、これに関する項目に重点的に配点します。その上で、持続可能な受入れ体制の構築に必要な機能については、バランスを踏まえて評価するとともに、市内における現在の指定園である公立保育所7か所の配置の状況を踏まえ、地域的な偏在の是正に資する観点を加味します。

なお、各評価項目及び配点は、下表のとおりとします。

評価の観点				配点
1	医療的ケア児等の安全な受入れ体制の構築状況	①	人的体制	30
		②	医療的ケア対応	
		③	安全管理	
2	人材育成の取組	①	研修計画	15
		②	体制底上げ	
3	インクルーシブ保育の視点	①	集団保育の工夫	15
		②	受入れに伴う調整	
4	医療・関係機関との連携	①	医療連携	15
		②	関係機関連携	
5	継続性・波及性	①	事業の継続性	15
		②	事業の波及性	
6	地域バランスへの貢献	①	地域バランス	10
合計				100

(3) 最低基準

8.(2)の表1～5の各評価項目において6割以上かつ合計54点以上に達しない場合は、原則として選定の対象外とします。(地域バランスについては最低基準の対象外)

(4) 決定方法

審査の結果に基づき、総合的に判断の上、認定します。

なお、認定は予算の範囲内で行うものとし、審査の結果、要件を満たす場合であっても必ずしも認定されるものではありません。

(5) 結果の通知

審査結果については、応募者に対して文書により通知します。

なお、公平性の確保等の観点から、個別の評価内容や採否の理由等に関する問い合わせについてはお答えできません。

9. 認定後の手続

(1) 事業内容の変更

認定を受けた内容に変更が生じた場合には、速やかに市に届け出てください。

なお、変更の内容によっては、市において内容を確認の上、必要に応じて認定内容の変更の可否を判断します。

(2) 報告等

指定園は、事業の実施状況について、市から報告を求められた場合には、速やかに報告を行うとともに、必要な書類を整備し、適切に管理してください。

また、補助金を受ける場合は、別途、補助金交付要綱に基づく実績報告等の手続が必要となります。

(3) 是正指導

市は、指定園が認定要件を満たさない状態にあると認める場合には、必要に応じて期限を定めて是正を求めることがあります。

(4) 認定の取消し

次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なく認定要件を満たさない状態が継続し、是正されない場合
- ② 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けた場合
- ③ 関係法令又は本要項若しくは要綱に違反した場合
- ④ その他、事業の適正な実施が困難であると市が認めた場合

(5) 認定取消し後の取り扱い

認定を取り消した場合には、必要に応じて補助金の返還を求めることがあります。

10. 応募にあたっての注意事項

- ① 提出書類は日本語で記入してください。
- ② 応募の辞退を希望する場合は、速やかに辞退届（所定様式）を「11. 提出先・問い合わせ先」宛てに、電子メールで提出してください。
- ③ 応募書類の作成及び提出に要する一切の費用は応募者の負担とします。
- ④ 応募書類提出に際しては、内容の整合性及び実現可能性（人材確保・体制整備の見直しを含む）を応募者の責任で確保してください。なお、選定された場合は、当該計画に基づき、速やかに体制整備を行うことが前提となります。また、選定後において、申請時に提出された計画に基づき体制整備が進められない場合は、選定を見直すことがあります。
- ⑤ 提出書類に虚偽その他不正があった場合は、応募を無効とし、認定後に判明した場合は認定を取り消すことがあります。
- ⑥ 福岡市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがあります。
- ⑦ 公募に係る申込書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑧ 本公募により、指定園としての認定及び補助金交付が当然に保証されるものではありません。
- ⑨ 事業計画の中止や選定されなかったことに伴う損害等について、本市は責任を負いません。
- ⑩ 選定後における事業の権利譲渡等は認めません。
- ⑪ 指定園として行う業務のうち、特に医療的ケア児等の受入れ及び保育の実施に係る業務については、応募者自らが主体的に実施するものとし、当該業務の全部を第三者に委託することは禁止します。
- ⑫ 補助金により取得した備品等の財産は、適切に管理し、市の承認なく処分できない場合があります。
- ⑬ 提出書類に含まれる個人情報、本公募に係る手続及び事業実施の目的の範囲で取り扱います。
- ⑭ 応募者及び指定園は、応募及び事業の実施にあたり取り扱う個人情報について、関係法令等を遵守し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理を行うものとし、

11. 提出先・問い合わせ先

住 所 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1 13階
所管課 福岡市 こども未来局 子育て支援部 保育支援課
担 当 受入施設拡充調整担当 大谷（おおたに）、不在時対応：山崎（やまさき）
電 話 092-711-4596
メール support-hoiku@city.fukuoka.lg.jp （提出・問い合わせ共通）

別紙 よくある質問（FAQ）

【1 制度・応募に関すること】

Q1 福岡市医療的ケア児等受入指定園とは何ですか。

医療的ケア児及び重度障がい児を常時受け入れる体制を整備し、福岡市が認定した保育所等です。指定園は、通常の保育所等と同様に保育を実施しつつ、看護師等の配置等によって医療的ケア児等の安定的な受入れを行うことにより、地域における受入れを担う施設として位置付けられます。

Q2 現時点で要件を満たしていない場合でも応募できますか。

応募可能です。応募時点において要件を満たしていない場合であっても、年度内に要件を満たす具体的な計画を有している場合は応募できます。人員確保や体制整備の見込みについて、事業計画書で具体的に示してください。

なお、当該計画の実現可能性については、審査において評価します。

Q3 提出書類はどの程度具体的に記載すればよいですか。

別添の事業計画書の記載例を参考に、各項目について、体制の内容、職員の配置、医療的ケアの実施方法、関係機関との連携体制等を具体的に記載してください。審査は提出書類に基づき行うため、抽象的な記載ではなく、実施可能性が確認できる内容としてください。

なお、実施申請書において採用予定の職員がいる場合は、氏名欄に「採用予定」と記載のうえ、想定される職種や勤務条件等についても具体的に記入してください。

Q4 医療的ケア児及び重度障がい児の受入れ対象年齢に制限はありますか。

医療的ケア児の受入れは、原則として0歳児を除きます。0歳児については、医療的ケアの内容や安全確保の観点から受入れ体制の確保が特に難しいためです。ただし、個別の状況や安全確保の観点等を踏まえ、受入れが可能と判断できる場合はこの限りではありません。

重度障がい児の受入れについては、対象年齢に制限はありません。

また、年齢ごとの受入れ人数の指定はありません。

なお、受入れ対象の取扱いについては、今後の制度運用の状況等を踏まえ、見直しを行う場合があります。

Q5 応募した場合、必ず指定されますか。

必ずしも指定されるものではありません。

指定園の認定は、提出された事業計画書等の内容について審査を行い、その結果を踏まえて総合的に判断します。また、認定数は予算の範囲内で決定するため、要件を満たしている場合であっても、必ずしも指定されるとは限りません。

【2 受入れ・体制に関すること】

Q6 指定園に認定された場合は、必ず医療的ケア児等を受け入れなければなりませんか。

原則として受入れを行うことが求められます。

指定園は、医療的ケア児等の受入れ体制を常時確保することを前提として認定されるため、正当な理由なく受入れを拒むことはできません。

Q7 「常時受入れ」とは、開所時間外や夜間も含めて対応する必要がありますか。

「常時受入れ」とは、医療的ケア児等の受入れ体制を継続的に確保することを指すものであり、開所時間外や夜間における対応まで一律に求めるものではありません。

各施設の開所時間内において、適切な受入れ体制を確保することが前提となります。

Q8 医療的ケア児等の受入れ時間はどのようになりますか。

利用時間については、児童の健康状態、保護者が保育を必要とする就労等の状況、看護師等や保育士の受入れ体制等、これらの状況を勘案し、保護者と調整の上、決定します。

その上で、受入れ時間の基本的な目安は、月曜日から土曜日（日曜・祝日及び12月29日から1月3日を除く）のうち、8時30分から17時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。

また、保育短時間認定の場合は、各保育所等において設定されている時間の範囲内での受入れとなります。

なお、延長保育及び休日保育については、原則として対応しないものとします。ただし、保育所等での行事等、指定園において対応が可能であり、必要と認められる場合は、この限りではありません。

Q9 要件である「2名以上の看護師等」「1名以上の重度障がい児受入加配保育士」とは何ですか。

いずれも、医療的ケア児等の受入れ体制を確保するために配置する職員を指します。

「2名以上の看護師等」とは、医療的ケア児の安全な受入れを行うために、必要に応じて配置する看護師等を2名以上確保する体制をいいます。

また、「1名以上の重度障がい児受入加配保育士」とは、重度障がい児の受入れにあたり、当該児童への保育の実施に加え、保護者や関係機関との連携、園内の環境設定等の調整を行うなど、コーディネーターとして中心的な役割を担う保育士を1名以上確保する体制をいいます。

必ずしも常勤職員に限るものではありません。勤務形態に関わらず、必要な時間帯において適切な人員配置が確保されていることを要件とします。

Q10 指定園の要件となる看護師等の資格にはどのようなものが含まれますか。

本事業における看護師等は、看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者を対象としています。

なお、喀痰吸引等研修の修了者であることをもって、看護師等として配置要件を満たすものには含まれません。

Q11 看護師等や重度障がい児受入加配保育士を確保できない場合はどうなりますか。

原則として指定園の要件を満たさないため、認定の対象とはなりません。

ただし、申請時点において確保できていない場合であっても、年度内に確保する具体的な計画を有している場合は、この限りではありません。

人員確保等の見込みについては、事業計画書で具体的に示してください。また、当該計画の実現可能性については、審査において評価します。

指定園として選定された場合は、可能な限り速やかに体制整備を行い、認定を受ける必要があります。認定後において体制が確保できない状態が継続する場合は、是正を求めるほか、必要に応じて認定の取消しの対象となることがあります。

【3 運用・認定後に関すること】

Q12 受入れを一時的に停止することは可能ですか。

安全確保が困難な場合など、やむを得ない場合に限り可能ですが、指定園は受入れ体制を常時確保することを前提として認定されているため、原則として受入れ体制を維持することが求められます。

なお、受入れの停止が必要となる場合は、速やかに市に報告の上、必要な対応について協議してください。また、停止の状態が一定期間継続する場合は、是正を求めるほか、必要に応じて認定の取消しの対象となる場合があります。

Q13 申請時に予定していた受入れ人数を下回ることは可能ですか。

やむを得ない事情がある場合に限り、申請時に予定していた受入れ人数を下回ることは可能です。ただし、指定園は受入れ体制を確保することを前提として認定されているため、正当な理由なく受入れ人数を減らすことはできません。

なお、受入れ人数の変更が生じる場合は、速やかに市に報告の上、必要な対応について協議してください。また、受入れ人数の不足が継続する場合は、是正を求めるほか、必要に応じて認定の取消しの対象となる場合があります。

Q14 指定園となった場合、どのような情報が公表されるのですか。

各指定園の施設概要や過去に対応したことのある医療的ケアの内容等について、本市において公表を予定しています。

一方で、医療的ケア児等の受入れについては、個々の児童の状況や医療的ケアの内容、安全確保の観点等を踏まえて個別に調整を行う必要があることから、受入れ人数や空き状況等を随時公表することは予定しておらず、利用希望者から個別に指定園へお問い合わせいただくことを想定しています。

Q15 医療的ケア児等が在籍していない場合でも指定園としての認定は維持されますか。

医療的ケア児等が在籍していない場合であっても、受入れ体制が適切に確保されている場合には、指定園としての認定は維持されます。

ただし、医療的ケア児等の保護者の見学や相談に積極的に応じるとともに、受入れの推進に努めてください。

なお、事業の認定日が属する年度の翌年度末まで医療的ケア児等の受入れ実績がない場合は、申込みの状況や受入れ体制の維持状況等を踏まえ、必要に応じて認定の取消しの対象となる場合があります。

Q16 医療的ケア児等が在籍していない期間についても補助金の対象となりますか。

医療的ケア児等が在籍していない期間であっても、受入れ体制が確保されており、当該体制の維持に必要と認められる場合には、補助の対象となります。

ただし、個別の状況や制度の運用状況等を踏まえ、市が補助の対象外とする場合があります。

Q17 指定園の認定期間に更新手続はありますか。

認定期間の終期は設けておらず、更新手続はありません。

ただし、要件に係る配置職員に変更があったときなど、認定内容に変更が生じた場合は、所定の様式により、市に届け出てください。

なお、制度の運用状況等を踏まえ、適宜見直しを行う場合があります。

Q18 認定後に要件を満たさなくなった場合はどうなりますか。

認定後に要件を満たさなくなった場合は、速やかに市に報告の上、必要な対応について協議してください。市において状況を確認し、是正を求めます。

なお、要件を満たさない状態が継続する場合は、必要に応じて認定の取消しの対象となることがあります。

Q19 医療的ケア児等の受入れ人数によって、既存の定員に影響はありますか。

指定園における受入れは、既存の定員の範囲内で行うことを基本としており、医療的ケア児等の受入れにより定員が変更されるものではありません。

ただし、医療的ケア児等の受入れにあたっては、安全確保及び適切な保育の実施の観点から、児童の状況や必要な職員配置等を踏まえ、受入れ人数の調整が必要となる場合があります。

Q20 指定園の役割として他園への支援は必須ですか。

他園への支援については、必須として一律に求めるものではありません。

ただし、指定園は地域における医療的ケア児等の受入れを担う施設として位置付けられるため、見学の受入れや相談対応、必要に応じた助言等について、指定園として積極的な対応をお願いします。

Q21 指定園になるメリットは何ですか。

医療的ケア児等の受入れに必要な体制整備に対して、本市の支援を受けることができます。

また、指定園は、地域における医療的ケア児等の受入れを担う施設として位置付けられ、本市や医療機関、関係機関との連携のもとで、専門的な知見やノウハウの蓄積・共有を図ることができます。これにより、園全体の保育の質の向上や職員の専門性の底上げにもつながります。

さらに、本市の施策の推進に資する施設として位置付けられることで、対外的な信用性の向上や、今後の受入れ体制の充実・発展にもつながります。

Q22 指定園になった場合、従来の特別支援保育事業補助金の取扱いはどうなりますか。

特別支援保育事業補助金の取扱いについては、当該補助金の要件等に基づき適切に判断されますが、本事業との関係においては、補助対象経費の重複を避ける観点から、一部調整が行われる場合があります。

具体的な取扱いについては、個別の状況に応じて判断することとなりますので、必要に応じて市にご相談ください。

Q23 今後も指定園の公募を行う予定はありますか。

現時点では、今後の公募の実施については未定です。

今後の実施の有無や内容については、福岡市内の医療的ケア児等の受入れ状況や体制整備の状況、事業の実施状況等を踏まえ、必要性を含めて総合的に判断します。

公募を行う場合には、改めて公表します。